

新型コロナウイルス感染症対策

臨時特別給付金情報

住民税非課税世帯等に対する給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対して、速やかに生活・暮らしを支援するため1世帯あたり10万円の給付金を支給します。

支給対象者

①住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で嵐山町に住所があり、かつ世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準以下となる世帯。

申請方法

①住民税非課税世帯

対象世帯には、町から確認書が発送（2月18日以降）されています。内容を確認のうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。【返送期限5月18日(水)】

※世帯員の中で、未申告の方や令和3年1月2日以降に転入された方が居る場合は、確認書が届かないため、別途申請が必要です。【返送期限9月30日(金)】

②家計急変世帯

令和3年1月から令和4年9月までの間で新型コロナウイルス感染症の影響により減収し、減収した月の収入額を12倍した額が、住民税非課税水準以下になる場合、給与明細等を添付のうえ申請できます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によらない減収は対象になりません。【申請期限9月30日(金)】

注意事項

住民税非課税世帯への支給と、家計急変世帯への支給は、いずれか一方のみとなります。

詳細はお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

問合せ

福祉課社会福祉担当

内閣府コールセンター

☎62-0716

☎0120-526-145（土日・祝日を含む9時から20時まで）

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響がさまざまな人々に及ぶ中、子育て世帯を支援する取組の一つとして、児童手当受給世帯等に対して、臨時・特別の一時金を支給するものです。（所得制限があります）

現在、福祉課にて公務員や高校生のみを養育する方等の申請を受付しておりますので、期限内に提出をお願いします。

【申請期限】 3月31日(木)

問合せ 福祉課 ☎62-0716



医療法人
昭友会

リハビリデイサービス なめがわ

広告

なめがわ地域 福祉支援センター内の1階に「半日型の機能訓練特化型」のリハビリデイサービスなめがわを開所しています。介護予防に適した専用のリハビリマシーンを活用して、当事業所のモットーである“楽しみながら自分らしく”お一人おひとりの体力に合った運動プログラムを行っていただきます。送迎サービスもごさいます。ご利用希望の方は下記担当にご相談ください。

※ご利用の際は、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）の調整が必要になります。

住所：滑川町羽尾 1041 番地 7（旧割烹神田） TEL：81-3505 担当：平岡、池田



見学・体験も行えます



新型コロナワクチン関連情報

問合せ 健康いきいき課 ☎59-6911

ワクチン追加接種（3回目）のご案内を順次発送しています

3回目接種が可能となる方々へ、「**新型コロナワクチン接種のご案内**」を順次発送しています。接種費用は無料です。接種を希望される方は、ご予約の上、接種を受けてください。

※2回目の接種日を基準に発送しているため、同じ世帯の方でも接種日が違う場合には、接種のご案内がお手元に届く時期が異なります。

予約開始時期について

「接種のご案内」がお手元に届き次第、予約できます。

※予約方法等は同封した通知文や、町ホームページ等をご確認ください。

※各クリニックでは予約できません。予約サイト（町ホームページより）または通知文記載のコールセンターで予約してください。

接種会場

接種会場	住所	接種日	使用ワクチン
渡辺産婦人科	嵐山町菅谷249-98	日～土	武田モデルナ社製
大谷クリニック	嵐山町菅谷467-11	月・水・金	ファイザー社製
野崎クリニック	嵐山町千手堂693	月・火・木・金・土	ファイザー社製
清水小児科アレルギークリニック	嵐山町菅谷512-1	月・火・水・金・土	ファイザー社製
武蔵嵐山病院	東松山市上唐子1312-1	水・木・土	武田モデルナ社製
健康増進センター	嵐山町杉山1030-1	日	武田モデルナ社製

3回目接種に使用するワクチンについて

- ▶ 1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社製または武田モデルナ社製のワクチンを使用します。1・2回目と異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容されています。
- ▶ 1・2回目接種でファイザー社製ワクチンを接種した人が、3回目でファイザー社製ワクチンを接種した場合と、武田モデルナ社製ワクチンを接種した場合のいずれにおいても、抗体価が十分に上昇することが確認されています。

小児用ワクチンの接種について

小児用（5歳から11歳）のワクチン接種につきまして、接種対象となる方へ順次接種券を発送しています。詳細につきましては通知をご参照ください。

ワクチン2回目接種後に嵐山町へ転入された方へ

3回目接種を希望する方は、健康いきいき課までご連絡ください。申請後に、接種のご案内を発行させていただきます。

接種証明書をスマートフォンアプリで発行できます

日本政府公式の新型コロナワクチン接種証明書アプリです。詳細は町ホームページをご覧ください。